

東北学院大学内部質保証に関する基本方針

東北学院大学（以下「本学」という。）は、大学の社会的役割である教育、研究及び社会貢献に関わる諸活動の質が、社会的期待及び本学の目的・目標からみて一定水準に達していることを自らの責任で証明・説明していかなければならない。本学は、次に掲げる基本方針をもって、この「内部質保証」の責任を果たすものとする。

1. 内部質保証の本質は、自己点検・評価の実質化である。

本学を構成する各組織及び各個人が、自らの活動を不断に点検評価し、それに基づいて絶え間なく改善を行うという、いわゆるPDCAサイクルを機能させることが内部質保証の本質である。

2. 内部質保証は、システム化されなければならない。

本学は、内部質保証に関するこの基本方針のもとに、規程によって内部質保証に関する手続きを整備する。特に、内部質保証を統括する組織の責任と権限を明確にすること及び点検・評価を改善に結び付ける仕組みを作ることは不可欠である。

3. 内部質保証の中核となるのは、教育の質保証である。

大学の質保証の対象には、教育、研究及び社会貢献に関わる全ての活動並びにそれを支える管理運営及び財務基盤に関わるものが含まれるが、大学一般においても本学においても、最も重要なものは教育に関する質保証である。したがって、本学の内部質保証システムにおいても、その中核は、教育改善のための仕組み作りである。

4. 教育の内部質保証は、3つのレベルで行われなければならない。

教育の内部質保証のためには、大学全体、カリキュラムなど教育プログラム、そして授業の3つのレベルで行われなければならない。それぞれは担い手が異なるだけでなく、保証すべき質の在り方、そして点検・評価の観点が異なるからである。

5. 教育の内部質保証では、教育成果が重視されなければならない。

教育の質保証の対象には、「目的・目標」、「方法・手段」、「結果・成果」の3要素が含まれるが、今日の大学教育に特に強く求められているのは「ラーニングアウトカムズ（学習成果）」の質保証である。したがって、本学の内部質保証システムにおいても、教育成果を保証・改善するための仕組み作りが重要な課題となる。

6. 内部質保証システムは、外部に開かれていなければならない。

内部質保証システムは、認証評価などの外部評価の対象となるだけでなく、検証過程に学外者の

参画を求めるなどシステム内部に外部の意見が反映されるものでなければならない。したがって、本学の内部質保証に関する情報は、学内構成員にはもちろん、本学のステークホルダーをはじめ広く社会に発信されなければならない。

(以上)

附 則

この基本方針は、平成27年3月25日から施行し、平成26年12月26日から適用する。